

## 第1回高齢者福祉拠点アドバイザーボード 次第

日時：令和4年2月25日（金）

午後1：30～3：30

場所：東御市総合福祉センター

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 議 題

(1) アドバイザーボード設置の目的及び今後のスケジュールについて

(2) 高齢者福祉拠点検討委員会の状況等について

(3) 高齢者福祉拠点に対する提言書について・・・資料1. 2. 3

5 その他

6 閉 会



## 高齢者福祉拠点検討委員会 委員名簿

(任期:令和3年12月17日から令和4年12月16日)

### ◆委員

(敬称略)

氏名	団体等	備考
塩崎 和男	東御市介護保険運営協議会	令和3年区長会長
横山 好範	東御市社会福祉協議会	会長
花岡 高	東御市区長会	令和3年称津地区区長会長 出場区長
唐澤 光章	東御市シニアクラブ連合会	会長
大谷 美知子	東御市民生児童委員協議会	
柏原 智子	民間介護・福祉事業所連絡会	
寺島 郁子	在宅介護者	
下村 幸仁	学識経験者	佐久大学 人間福祉学部 学科長
中村 英三	学識経験者	長野大学 学長
武藤 芳照	東京健康リハビリテーション総合研究所 所長	アドバイザー

### ◆アドバイザーボード

(敬称略)

氏名	役職	備考
武藤 芳照	東京健康リハビリテーション総合研究所 所長	座長
甲斐 尚子	長野県健康福祉部介護支援課 計画係 担当係長	
岩橋 輝明	東御市民病院 院長	
中村 崇	健康福祉広域支援協会 代表理事	
岡田 真平	身体教育医学研究所 所長	

### ◆事務局

氏名	役職	備考
小林 秀行	健康福祉部長	
小林 裕次	福祉課長	
渡邊 亮太	高齢者係長	
大塚 伸吾	高齢者係主査	
小暮 絵里子	高齢者係主任	
安原 武志	福祉推進係長	
田中 朋子	地域包括支援係長	
森山 悦代	地域包括支援係副主幹	
渡邊 恵美子	地域包括支援係副主幹	

## アドバイザーボード運営要領

東御市高齢者福祉拠点検討委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第7条の規定に基づくアドバイザーボードの運営要領を、次のとおり定める。

### 1 趣旨

アドバイザーボードは、東御市高齢者センターくらかげにおける高齢者福祉拠点の検討にあたり、専門的な助言を行うものとする。

### 2 構成・運営

(1) アドバイザーボードは、学識経験者で構成する。

(2) アドバイザーボードに座長を置く。座長は、市長が指名する者をもって充てる。

### 3 公開等

(1) アドバイザーボードは、原則として、公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合には、非公開とする。

(2) アドバイザーボードの議事概要は、発言者の確認を得た上で、公表する。

(3) アドバイザーボードにおいて配布された資料は、原則として、公表する。ただし、公表することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合には、非公開とする。

### 4 その他

(1) アドバイザーボードの庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(2) この要領に定めるもののほか、アドバイザーボードの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

## 東御市高齢者福祉拠点検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 超高齢社会の進展に伴う高齢者の地域生活を支える福祉サービスを再構築するとともに、その福祉拠点となる高齢者センターの有効活用と施設の在り方を検討するため、東御市高齢者福祉拠点検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、検討結果を市長に提言する。

- (1) 高齢者等の地域生活支援に関する事項
- (2) 高齢者センターの有効活用に関する事項
- (3) その他必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 東御市介護保険運営協議会代表
- (2) 東御市シニアクラブ連合会代表
- (3) 東御市社会福祉協議会代表
- (4) 東御市民生児童委員協議会代表
- (5) 東御市区長会代表
- (6) 東御市民間介護・福祉事業所連絡会代表
- (7) 在宅介護者
- (8) 学識経験者

### (任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(アドバイザー及びアドバイザリーボード)

第7条 委員会は、専門的な助言を得るため、アドバイザー及びアドバイザリーボードを置くことができる。

2 メンバーについては市長が指名する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

## 高齢者福祉拠点の検討に係る組織図

